

植物検疫くん蒸剤における今後の対応について

1. 現状及び経緯

- (1) 我が国の植物検疫では、輸入された飼料作物から検疫有害動物が発見された場合、臭化メチル又は燐化アルミニウム剤を用いた消毒を実施。
- (2) 臭化メチルは、モンリオール議定書締約国会合（1992年）でオゾン層破壊物質として指定され、各国で全廃に向けた取り組みを実施。なお、検疫用途は規制対象から除外されているが、使用と放出の削減が求められている。国際植物防疫条約においても、2008年、締約国に対し代替技術の使用及び使用量の削減等について勧告。
- (3) また、臭化メチル等は、2006年の残留農薬基準のポジティブリスト制度の施行時に暫定基準が設定されたが、食品安全委員会の評価は未実施。このため、今後、同委員会による食品健康影響評価への対応が必要。さらに、2018年6月に公布された農薬取締法（昭和23年法律第82号）の一部改正を受け、最新の科学的根拠に照らした安全性等の再評価への対応も必要。
- (4) なお、2014年5月、農林水産省は、飼料作物等を給与された家畜由来の畜産物の安全を確保するため、農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号）の一部を改正し、平成26年時点で飼料作物等※に使用される農薬については、新たに家畜代謝及び家畜残留に係る試験成績（以下「試験成績」という。）を整備する仕組みを導入。該当する農薬は、2020年5月15日までに試験成績を提出する必要。

なお、輸入植物検疫の消毒措置で用いている、

- ① 臭化メチル剤については、飼料作物等への残留が確認されているため、試験成績の整備が必要。
- ② 燐化アルミニウム剤については、現行の使用方法で飼料作物に残留しないこと等から試験成績の提出は免除されており、飼料作物等への使用は引き続き可能。

（※ てんさい（根菜）、だいず、稲、麦類（えんぱく、大麦、小麦、ライ麦）、ソルガム、とうもろこし、ごま、なたね、牧草（いね科牧草、まめ科牧草）、さとうきび、やし）

- (5) 臭化メチル剤については、米国が新たにリスク評価書（Methyl Bromide. Draft Human Health Risk Assessment for Registration 17-DEC-2018）の取りまとめを実施。新たな知見である当該評価書の内容を精査し、今後の対応（試験成績の整備）を判断。

2. 植物検疫における対応（案）

飼料作物等に対する消毒措置について、これまでどおり臭化メチルを使用し続けることができないことも想定されるため、以下により対応することを検討中。

（1）消毒基準及び方法の追加

- ① 燐化アルミニウム剤による麦、とうもろこし、ソルガムに付着するグラナリアコクゾウムシに対する消毒基準を追加するため、輸入植物検疫規程（昭和 25 年農林省告示第 206 号）を一部改正。
- ② 燐化アルミニウム剤による消毒で、消毒対象物に薬剤残さが残らない消毒方法（つり下げ式）を追加するため、輸入穀類等検疫要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）を一部改正。
- ③ 製油原料に対する搾油処理など、燐化アルミニウム剤による消毒以外の消毒の方法を拡充するため、具体的な消毒手続を定めた新たな局長通知を策定。

（2）検疫有害動植物の明確化

平成 23 年 3 月から、輸入検疫の対象となる病虫害の見直しを計画的に実施しており、リスクアナリシスの結果を踏まえ、検疫有害動物から除かれる有害動物を追加するため、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）、植物防疫法施行規則別表 1 の第 1 の 2 の項及び第 2 の 2 の項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する有害動物及び有害植物を指定する件（平成 23 年農林水産省告示第 542 号）を一部改正。

（参考）燐化アルミニウム剤について

臭化メチルの代替剤である燐化アルミニウム剤では、消毒時間が長くなり、かつ、消毒が行える倉庫・サイロが限定される

○くん蒸時間

①臭化メチルくん蒸：24 時間、48 時間又は 72 時間

②燐化アルミニウムくん蒸

・グラナリアコクゾウムシ以外の害虫の場合：5 日～7 日間

・グラナリアコクゾウムシの場合（案）：6 日～30 日間

くん蒸時間	6 日間	9 日間	20 日間	30 日間
温度	25℃以上	20～25℃	15～20℃	10～15℃
サイロ・倉庫	特 A 級又は A 級		特 A 級	